

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則	二〇
告示	救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	二〇
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二〇
	漁業法により区画漁業の免許について定めた件	二〇
	県営土地改良事業計画を変更した件	二四
	道路の区域を変更する件四件	二四
	道路の供用を開始する件	二五
	電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	二五
公告	落札者を決定した件二件	二六
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	二六
	大規模小売店舗立地法による廃止	二六
	の届出があった件	二六
	福島県公安委員会	二六
	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催する件	二七
	福島県警察本部	二七
	一般競争入札を行う件八件	二八
	福島県福島警察署	二八
	一般競争入札を行う件	三五
	福島県郡山警察署	三五
	一般競争入札を行う件	三六
	福島県内水面漁場管理委員会	三六
	この持ち出し等について指示する件	三七
	この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	三七
	平成二十年目標増殖量を定めた件	三七
正誤	平成十七年三月十八日付け号外第七号中	三〇

規 則

福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第四号

福島県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県消費生活協同組合法施行細則(昭和四十五年福島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項」に改める。

第二条中「第三十六条」を「第三十六条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(県民環境総務領域総務企画グループ)

告 示

福島県告示第百五十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年二月二十二日救急病院として認定した。

平成二十年二月二十九日

名称

所在地

桑野協立病院

郡山市島二一九一八

福島県知事 佐藤 雄平
認定有効期限 平成二十三年二月二二日
(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月二十九日から同年三月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 喜多方市字押切南二丁目四十二ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第百五十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許について平成二十年二月二十九日次のとおり定めた。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

第一種区画漁業

のり網ひび式養殖業

一月一日から二月三十一日まで

同

わかめ張縄式養殖業

一月一日から翌年四月三十一日まで

第三種区画漁業

かき養殖業

一月一日から二月三十一日まで

同

あさり養殖業

同

2 漁場の位置

相馬市尾浜地先

3 漁場の区域

次の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と、基点第三五号と各点へ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点ヒ、ミ及びシを順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から①の区域を除いた区域

基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱

基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱

基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱

点イ 基点第二九号から一四〇度三十八分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点

点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三二メートルの点

点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点

点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点

点へ 基点第三五号から一〇七度三十八分の線上、基点第三五号から一〇六・七メートルの点

五メートルの点

点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点へから一八九メートルの点

点ヒ 旧松川地内の通称別荘山南端と最大高潮時海岸線との接点

点ミ 松川浦漁港防波堤(囲堤) 突端

点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点

① 次の各点コ、テ、ア、サ、キ、ユ及びメを順次に結んだ六直線と、松川浦漁港防波堤(囲堤)と点ミ及びシを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ

た区域

点コ 基点第二九号から三三七度の線上、基点第二九号から一九〇メートルの点

点

点テ 点コから一七一度三十八分の線上、点コから九五メートルの点

点ア 点テから一三八度〇八分の線上、点テから一〇〇メートルの点

点サ 点アから八〇度〇八分の線上、点アから一九〇メートルの点

点キ 点サから三二度〇八分の線上、点サから五五メートルの点

点ユ 点キから五一度三十八分の線上、点キから一五メートルの点

点メ 点ユから二九度三十八分の線上、点ユから三〇メートルの点

点ミ 点メから松川浦漁港防波堤(囲堤)に沿って二一一メートルの同防波堤

(囲堤) 突端

点シ 点ミから三三〇度一八分の線上、点ミから七五メートルの点

三 免許の制限又は条件

1 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、四、五〇〇メートル以内とする。

2 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。

3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

(二) 松川港口から岩子に至る幅二〇メートルの航路

(三) 松川港口から船溜外側を経て平前に至る幅二〇メートルの航路

4 3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日

平成二十年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで

六 地元地区

相馬市尾浜

七 漁業権の存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

八 その他

方位はすべて真方位による。

一 公示番号 区第二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称

漁業の時期

- 第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三十一日まで
- 同 わかめ張縄式養殖業 一〇月一日から翌年四月三〇日まで
- 同 こんぶ張縄式養殖業 一月一日から二月三十一日まで
- 第三種区画漁業 かき養殖業 同
- 同 あさり養殖業 同
- 2 漁場の位置 相馬市和田地先
- 3 漁場の区域 次 の基点第二九号と各点イ、ロ、ハ及びニを順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第二九号 相馬市尾浜字船越地内の標柱
点イ 基点第二九号から一四〇度三分の線上、基点第二九号から一七七・三メートルの点
点ロ 点イから二四五度の線上、点イから三二メートルの点
点ハ 点ロから一六五度の線上、点ロから一二メートルの点
点ニ 点ハから二五〇度の線上、点ハから四一〇メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
1 漁場内におけるわかめの養殖縄の長さは、七二〇メートル以内とする。
2 漁場内においてわかめ養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。
3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
(一) 松川港船溜外側から和田地区通称平前に至る幅二〇メートルの航路
(二) 平前から和田に至る幅一五メートルの航路及びこの航路から高塚に至る幅九メートル以上の航路
4 3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。
5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。
- 四 免許予定日 平成二十年九月一日
- 五 免許の申請期間 平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで
- 六 地元地区 相馬市和田、本笑字西和田、原釜字札の沢及び尾浜字札の沢
- 七 漁業権の存続期間 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで
- 八 その他 方位はすべて真方位による。

- 一 公示番号 区第三号
- 二 免許の内容たるべき事項
1 漁業の種類、名称及び時期 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期
第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三十一日まで
同 わかめ張縄式養殖業 一〇月一日から翌年四月三〇日まで
第三種区画漁業 かき養殖業 一月一日から二月三十一日まで
同 あさり養殖業 同
- 2 漁場の位置 相馬市岩子地先
- 3 漁場の区域 次 の基点第三五号と、各点へ、ホ及び基点第三〇号を順次に結んだ三直線と、各点フ、リ、ヌ及びルを順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から区第五号漁業権漁場の区域を除いた区域
基点第三〇号 相馬市尾浜と相馬市磯部との境界の十二本松の標柱
基点第三五号 相馬市岩子字中島地内の標柱
点へ 基点第三五号から一〇七度三分の線上、基点第三五号から一〇六・七メートルの点
点ホ 基点第三五号から八二度〇八分の線上、点へから一八九メートルの点
点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点
点リ 点フから八八度一三分の線上、点フから一、一二〇メートルの点
点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点
点ル 相馬市磯部字長須庄水門中央から北二〇五メートルの点
- 三 免許の制限又は条件
1 東溝中州棧橋より南九〇メートル（五十間）の位置を基点とし、その北面四・三ヘクター（四町三反歩）を旧飯豊第一漁業協同組合員のうち岩子居住者の行使区域とする。
2 残余の東溝の区域は、旧岩子漁業協同組合員の行使区域とする。
3 清助島と烏森のそれぞれの南端を結ぶ線を基線とし、それより以北の採苗区域は、旧岩子漁業協同組合員と旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者との組合員の比率によって平等に行使すること。
4 前項の基線より以南の区域七・五ヘクター（七町五反歩）は、次の区分によって行使すること。
(一) 旧飯豊第一漁業協同組合員岩子居住者に対しては、四・三ヘクター（四町三反歩）とする。
(二) 残余の三・二ヘクター（三町二反歩）は、旧岩子漁業協同組合員が行使すること。
5 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
(一) 地島西端付近から文字島を経て岩子船溜りに至る幅二〇メートルの航路

- (二) 文字島から大字新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路
- (三) 地島西端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四九メートルの航路
- (四) 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

5に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならぬ。

7 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日
平成二十年九月一日

五 免許の申請期間
平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで

六 地元地区
相馬市岩子

七 漁業権の存続期間
平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

八 その他
方位はすべて真方位による。

一 公示番号 区第四号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

同 かき垂下式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 同

同 あさり養殖業 同

2 漁場の位置
相馬市新田及び柏崎地先

3 漁場の区域

次の基点第三一号と各点ト、チ、リ及びフを順次に結んだ四直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三一号から三五五五分の線上、基点第三二号から一、九一〇メートルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

三 免許の制限又は条件
点フ 相馬市岩子字長谷地古川水門中央から北二四メートルの点

1 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、七、二〇〇連以内とする。ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

2 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのり養殖網数を減じなければならない。

3 区第三号と区第四号との境界線から南に三二五メートル、西岸沖出一四五メートルの総面積四・八ヘクタール(長谷地地内)は、旧新柏漁業協同組合のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。

4 点リと点チから点フの方向一七〇メートルの点を結んだ線から南寄りに二〇メートルを隔てた平行線を一辺とし、その南側三ヘクタール(角兵衛地区)は、旧新柏漁業協同組合のうち従来の実績者の行使区域としなければならない。

5 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。
(一) 新場前から新田梅川河口に至る幅二〇メートルの航路
(二) 鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

(三) 長谷地地区入漁区には、堤防沿いに幅一〇メートルの航路

6 5に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならぬ。

7 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日
平成二十年九月一日

五 免許の申請期間
平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで

六 地元地区
相馬市新田、柏崎及び程田字大師前

七 漁業権の存続期間
平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

八 その他
方位はすべて真方位による。

一 公示番号 区第五号
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 のり網ひび式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一月一日から翌年四月三〇日まで

第三種区画漁業 かき養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 あさり養殖業 同

2 漁場の位置
相馬市岩子地先

3 漁場の区域

次の基点第三二号と各点ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、基点第三号と各点ラ、ム、ウ、エ、ノ、オ、ク、ヤ、マ及びケを順次に結んだ二〇直線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三二号 相馬市岩子字南萱崎一番地の標柱

基点第三三号 相馬市岩子字大工四一番地の標柱

点ワ 基点第三二号から九〇度の線上、基点第三二号から二四メートルの点

点カ 基点第三二号から六度五五分の線上、基点第三二号から四三〇メートルの点

点ヨ 基点第三二号から三四九度四五分の線上、基点第三二号から六〇〇メートルの点

点タ 基点第三三号から一三度五〇分の線上、基点第三三号から七一四メートルの点

点レ 基点第三三号から一二度三〇分の線上、基点第三三号から六一六メートルの点

点ソ 基点第三三号から〇度三五分の線上、基点第三三号から五六六メートルの点

点ツ 基点第三三号から三二九度四五分の線上、基点第三三号から四八四メートルの点

点ネ 基点第三三号から三二〇度〇五分の線上、基点第三三号から四五二メートルの点

点ナ 基点第三三号から三〇九度五〇分の線上、基点第三三号から三五四メートルの点

点ラ 基点第三三号から一二一度三〇分の線上、基点第三三号から一八四メートルの点

点ム 基点第三三号から一五九度一五分の線上、基点第三三号から一五六メートルの点

点ウ 基点第三三号から二六五度五五分の線上、基点第三三号から一二六メートルの点

点エ 基点第三三号から二三二度三五分の線上、基点第三三号から二八一メートルの点

点ノ 基点第三三号から二〇六度一〇分の線上、基点第三三号から四八〇メートルの点

点オ 基点第三三号から一九〇度一〇分の線上、基点第三三号から四二二メートルの点

点ク 基点第三三号から一五六度三〇分の線上、基点第三三号から二〇八メートルの点

点ヤ 基点第三三号から一三二度五〇分の線上、基点第三三号から二四二メートルの点

点マ 基点第三三号から一五五度一五分の線上、基点第三三号から四八六メートルの点

点ケ 基点第三三号から一四七度一五分の線上、基点第三三号から五二二メートルの点

三 免許の制限又は条件

1 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

(一) 地島東端付近から落堀、土橋、株釜を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

(二) 地島東端付近から機械島西端、鳥森付近を経て大州に至る幅四メートル以上の航路

航路 1に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

3 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日 平成二十年九月一日

五 免許の申請期間 平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで

六 地元地区 相馬市尾浜及び岩子

七 漁業権の存続期間 平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

八 その他 方位はすべて真方位による。

一 公示番号 区第六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業 漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

同 のり網ひびき養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 わかめ張縄式養殖業 一〇月一日から翌年四月三〇日まで

同 かき垂下式養殖業 一月一日から二月三十一日まで

同 かき養殖業 同

同 あさり養殖業 同

第二種区画漁業 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

時海岸線とによって囲まれた区域

基点第三一号 相馬市柏崎地内小橋水門北端から北西一〇〇メートルの点

点ト 基点第三一号から三五五度三分の線上、基点第三二号から一、九一〇メートルの点

点チ 点トから一一五度一〇分の線上、点トから三二〇メートルの点

点リ 点チから一五度の線上、点チから五四六・五メートルの点

点ヌ 点ルから二八〇度の線上、点ルから二四五メートルの点

点ル 相馬市磯部字長須庄水門中央から北二〇五メートルの点

三 免許の制限又は条件

1 漁場内におけるかき垂下式養殖連数は、一三、〇〇〇連以内とする。ただし、一連に垂下し得る種苗付着盤の数は、一〇個以内とする。

2 漁場内においてかき垂下式養殖業を行う場合は、その養殖面積に応じてのりの養殖柵数を減じなければならない。

3 この漁場内に次の航路を設定しなければならない。

4 松川港口から通称東溝を経て磯部に至る幅二〇メートルの航路

3に定める航路のほかこの区域内に設定する航路及び潮通しのための水路は、他の漁業権区域の管理者と協議のうえ、松川浦全体に及ぶ効果を勘案して設定しなければならない。

5 航路内では、航行を妨害する施設をしてはならない。

四 免許予定日

平成二十年九月一日

五 免許の申請期間

平成二十年二月二十九日から平成二十年五月三十一日まで

六 地元地区

相馬市磯部

七 漁業権の存続期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

八 その他

方位はすべて真方位による。

(生産流通領域水産グループ)

福島県告示第百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、白沢地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

福島県知事 佐藤 雄平

二 縦覧の期間

平成二十年三月三日から

同 月二十四日まで (二十一日間)

三 縦覧の場所

南会津郡南会津町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所平成二十年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道二本 松金屋線	郡山市富久山町北小泉 字砂田九七番一地先か ら 同 市富久山町北小泉 字砂田一七六番地先ま で	変更前	一一・五 二二・〇	一九四・〇
		変更後	一一・五 四五・〇	二二五・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
			九・〇	〃

一般国道 二八九号	白河市表郷小松字下高 萩一三八番地先から	変更前	一一・五	二三五・五
	同 市表郷社田字太夫 屋敷五番地先まで	変更後	九・〇〇 一七・〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名 浅川線	白河市表郷社田字松田 二二番一地先から 同 市表郷社田字松田 二〇番一地先まで	変更前	一一・〇〇 三二六・〇	三三一・五
		変更後	一一・〇〇 三二六・〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県南建設事務所平成二十年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			七・五	

県道棚倉 矢吹線	白河市東釜子字本町五 一番一地先から	変更前	一六・〇	六〇七・〇
	同 市東釜子字殿田表 四六番三地先まで	変更後	一〇・〇〇 一六・〇	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県県中建設事務所平成二十年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道二本松金屋線	郡山市富久山町北小泉字砂田九七番一地先から 同 市富久山町北小泉字砂田一七六番地先まで	平成二〇年 二月二十九日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百六十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間
県道小名浜平線	いわき市平字作町二丁目一番四地先から同市平字正内町九 三番一地先までの上り線 同 市平字三倉六六番六地先から同市平字正内町六三番 一地先までの下り線

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第9号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム開発等業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム開発等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地
福島県総務部人事領域行政経営グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成20年1月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社福島支店 福島県福島市本町5番5号
- 5 落札金額
555,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年12月4日

(人事領域行政経営グループ)

公告第100号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（二本松処理区）維持管理業務委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県中流域下水道建設事務所長 横田 道博

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
流域下水道（二本松処理区）維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番

- 3 落札者を決定した日
平成20年2月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34番
- 5 落札金額
384,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札（総合評価方式）
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成19年12月11日

(都市領域下水道グループ)

公告第101号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年二月十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人さくら訪問看護婦会
- 三 代表者の氏名
田部 キヨ子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市天神町十九番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の人々に対して、訪問介護事業、訪問看護事業等を行い、地域住民の健康の回復と維持増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第102号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成二十年二月二十九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイズ錦町店 いわき市錦町江栗七反田三十六ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
三千二百六十三平方メートル

- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十五年十二月二十四日
- 五 届出年月日
平成二十年二月二十日
- 六 届出をした者
株式会社ケーヨー

(産工総務領域産総まぢぐへりグループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第1号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成20年2月29日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1	開催の日時及び場所	開催場所	開始時刻	開始時刻	開催場所
(1)	初心者講習会(2に規定する初心者に対する講習会をいう。)	開催期日	開催時刻	開催時刻	開催場所
		平成20年4月26日(土)	午前9時	午後1時30分	福島市国体記念体育館
		同 年5月2日(金)	同	同	川俣警察署
		同 年6月27日(金)	同	同	会津若松市北会津支所
		同 年7月25日(金)	同	同	郡山市労働福祉会館
		同 年8月31日(日)	同	同	いわき中央警察署常磐地区幹部交番
		同 年9月26日(金)	同	同	福島市国体記念体育館
(2)	経験者講習会(2に規定する経験者に対する講習会をいう。)	開催期日	開催時刻	開始時刻	開催場所
		平成20年4月6日(日)	午後1時30分	午後1時30分	福島市国体記念体育館
		同 年4月11日(金)	同	同	川俣警察署
		同 年4月23日(水)	同	同	会津坂下警察署
		同 年4月30日(水)	同	同	石川警察署
		同 年5月9日(金)	同	同	ふれあいセンターなみえ
		同 年5月12日(月)	同	同	郡山市労働福祉会館
		同 年5月15日(木)	同	同	南会津警察署
		同 年5月23日(金)	同	同	相馬警察署
		同 年5月28日(水)	同	同	須賀川ファミリーナ
		同 年5月30日(金)	同	同	伊達警察署

同	年6月6日(金)	同	棚倉警察署
同	年6月13日(金)	同	猪苗代警察署
同	年6月18日(水)	同	白河地域職業訓練センター
同	年6月20日(金)	同	南相馬警察署
同	年6月25日(水)	同	勿来市民会館
同	年7月4日(金)	同	田村市船引公民館
同	年7月11日(金)	同	会津美里警察署
同	年7月18日(金)	同	福島北警察署
同	年7月30日(水)	同	いわき市立好間公民館
同	年8月1日(金)	同	郡山北警察署
同	年8月10日(日)	同	福島市国体記念体育館
同	年8月29日(金)	同	富岡警察署
同	年9月5日(金)	同	会津若松市北会津支所
同	年9月12日(金)	同	いわき東警察署
同	年9月17日(水)	同	二本松警察署
同	年9月19日(金)	同	本宮警察署
同	年9月24日(水)	同	小野町多目的研修集会施設

2 講習対象者
県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(以下「初心者」という。)
及び現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているもののうち許可の更新を受けようとする者(以下「経験者」という。)

3 受講申込みの手続
講習を受けようとする者は、県内の各警察署に備え付けた猟銃等講習受講申込書2通に、初心者にあつては6,800円、経験者にあつては3,000円の手数料(福島県収入証紙によること。)
及び写真(縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル)2枚を添えて受講を希望する講習会の開催期日の5日前までに住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

4 講習の内容

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
初心者に対する講習 3時間
経験者に対する講習 2時間
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、
初心者に対する講習 1時間30分
経験者に対する講習 1時間
- 5 考查
初心者に対しては、講習終了後引き続き1時間の考查を実施する。

(生活環境課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第3号

県北方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 県北方部交通信号機等保守業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通信号機等設備保守要項（以下「保守要項」という。）による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
 - (4) この公告に示した保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、この公告に示した保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県福島警察署、福島県福島北警察署、福島県桑折警察署、福島県伊達警察署、福島県川俣警察署及び福島県二本松警察署の管轄区域内に営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午前10時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
 - (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第4号

県南方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久保潤二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 県南方部交通信号機等保守業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通信号機等設備保守要項 (以下「保守要項」という。) による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 (昭和41年福島県告示第59号) 別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。

(4) この公告に示した保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、この公告に示した保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 福島県郡山警察署、福島県郡山北警察署、福島県本宮警察署、福島県須賀川警察署、福島県白河警察署、福島県石川警察署、福島県棚倉警察署、福島県三春警察署及び福島県小野警察署の管轄区域内に営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日(金)午前11時 福島県警察本部入札室 (福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当す

る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第5号

会津方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。) 第167条の6第1項及び福島県財務規則 (昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 会津方部交通信号機等保守業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通信号機等設備保守要項 (以下「保守要項」という。) による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 保守要領による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
 - (4) この公告に示した保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、この公告に示した保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県会津若松警察署、福島県猪苗代警察署、福島県喜多方警察署、福島県会津坂下警察署、福島県会津美里警察署及び福島県南会津警察署の管轄区域内に営業所を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
 - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生じる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- （会 計 課）

福島県警察本部公告第6号

浜通り方部交通信号機等保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 浜通り方部交通信号機等保守業務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通信号機設備等保守要項（以下「保守要項」という。）による。
 - (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所 保守要領による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）別表に掲げる工事等種別の「電気設備工事」の入札参加有資格者として認定されている者であつて、A等級又はB等級に格付けされているものであること。
 - (4) この公告に示した保守要領に合致した業務又は交通信号機の設置工事若しくは改良工事の履行実績があり、かつ、この公告に示した保守要領に合致した業務を確実に履行できる者であること。
 - (5) 福島県いわき中央警察署、福島県いわき東警察署、福島県いわき南警察署、福島

県南相馬警察署、福島県富岡警察署、福島県浪江警察署及び福島県相馬警察署の管轄区域内に営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)の履行実績及び2の(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日(金)午後2時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第7号

交通管制センター設備保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 交通管制センター設備保守業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び交通管制センター設備保守要項(以下「保守要項」という。)による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書及び保守要項による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した保守要項と同種の業務の履行実績又は交通管制システムに係る工事の履行実績があり、かつ、この公告に示した保守要項に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日(金)午後3時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第219条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第8号

パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務に係るの委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量 パーキング・メーターの管理等事務及び手数料収納事務 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所 福島県警察本部長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれらに準ずる者であること。

- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

- (7) 福島県内に事業所を有する者であること。

- (8) 履行場所を管轄する警察署長からパーキング・メーターの管理に関する指示を受けた場合、速やかに対応できる職員を配置できる者であること。

- (9) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号イからホまでのいずれか1つに該当する者である法人でないこと。

- (10) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(9)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年3月7日（金）午後3時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日（月）午後4時30分 (2)に掲げる場所に同じ。

- (4) その他 郵便による入札は、認めない。

- 5 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第9号

給食業務及び暖房給湯設備保守運転業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
(1) 件名及び数量 給食業務及び暖房給湯設備保守運転業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県警察学校（福島県福島市蓬萊町一丁目1番1号）及び福島県警察機動隊（福島県福島市荒井字下筑森50番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第4条第2項の規定により栄養士免許証の交付を受けている者又は同条第4項の管理栄養士免許証の交付を受けている者を給食業務に従事できるものとして1名以上配置できる者であること。
- (4) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条の規定により二級ボイラー一級士免許を与えられている者を暖房給湯設備保守運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2の規定により乙種危険物取扱者免状（同法別表の第四類に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者を暖房給湯設備保守運転業務に従事できる者として1名配置できる者であること。
- (6) この公告に示した仕様と同程度度の給食業務を、平成17年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (7) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後4時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 7 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県警察本部公告第10号

自動車保管場所現地調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量 自動車保管場所現地調査業務 138,000件

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県の全域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者において、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 福島県内に事業所を有している者であって、自動車の販売若しくは整備又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の書面の交付の申請の代理を業としていない者であること。

(8) 警察署長から自動車の保管場所に係る現地調査の指示を受けた日の翌日までに当該現地調査を完了するため、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める人数の職員を配置できる者であること。

ア 福島県福島警察署、福島県福島北警察署、福島県桑折警察署、福島県伊達警察署、福島県川俣警察署及び福島県二本松警察署の管轄区域 6名以上

イ 福島県郡山警察署、福島県郡山北警察署、福島県本宮警察署、福島県須賀川警察署、福島県白河警察署、福島県石川警察署、福島県棚倉警察署、福島県三春警察署及び福島県小野警察署の管轄区域 11名以上

ウ 福島県会津若松警察署、福島県楮苗代警察署、福島県喜多方警察署、福島県会津坂下警察署、福島県会津美里警察署及び福島県南会津警察署の管轄区域 7名以上

エ 福島県いわき中央警察署、福島県いわき東警察署、福島県いわき南警察署、福島県南相馬警察署、福島県富岡警察署、福島県浪江警察署及び福島県相馬警察署の管轄区域 8名以上

(9) 仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(8)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月14日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年3月7日（金）午後2時 福島県警察本部

入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月24日（月）午後3時30分 (2)に掲げる場所に同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
 - 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 8 その他
 - (1) 入札方法 入札書には、自動車保管場所現地調査業務1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (3) 契約書作成の要否 要
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県福島警察署長 署名欄

福島県福島警察署公告第2号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県福島警察署長 浦 澤 兼 一

1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品の名称及び予定数量 被留置者の給食 26,400食
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間で福島県福島警察署長が指定する日
- (4) 納入場所 福島県福島警察署（福島県福島市上町7番31号）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
 - 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
 - 4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて、飲食店営業を営んでいる者であること。
 - 5 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項及び2の(5)の納入実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8101 福島県福島市上町7番31号
 福島県福島警察署庶務課
 電話024-522-2121
- 4 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後2時 福島県福島警察署4階大会議室（福島県福島市上町7番31号）
 - (3) その他 郵便による入札は認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額

- の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県福島警察署長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 9 その他

(1) 入札方法 入札書には、1食当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(庶務課)

福島県警入札要綱

福島県郡山警察署公告第2号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月29日

福島県郡山警察署長 穴澤 英一

- 1 入札に付する事項
- (1) 買入れをする物品の名称及び予定数量 被留置者の給食 58,200食
- (2) 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間で福島県郡山警察署長が指定する日

(4) 納入場所 福島県郡山警察署（福島県郡山市字城清水23）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。

(3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。

(4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて、飲食店営業を営んでいる者であること。

(5) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項及び2の(5)の納入実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月10日（月）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23

福島県郡山警察署庶務課

電話024-922-2800

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後2時30分 福島県郡山警察署4階大会議室（福島県郡山市字城清水23）

(3) その他 郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額に今回の公告に係る予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則

第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県郡山警察署長から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法 入札書には、1食当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(庶務課)

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年二月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれを連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が

認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

(二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。

(二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいを水を介しての接触がないこいであること。

(三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては適用しない。

二 指示の期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

この持ち出し等について指示する件（平成二十年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成二十年二月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成二十年二月二十九日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	1,197	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	420	280	2,394	21,700	—	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	1,197	14,000	—	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	176	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	420	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	4,900	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	700	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合	計		5,964	4,452	16,557	484,900	12	513,800	85,200	32,200	10,640	195

○平成十七年三月十八日付け号外第七号中

正 誤

一六	上	五	※担当グループ	※担当グループ	ページ	段	行	正	誤
----	---	---	---------	---------	-----	---	---	---	---